

## 公会計モデル対比表(総表)

個別的事項	基準モデル	総務省方式 改訂モデル	東京都方式	大阪府方式	国 (省庁別財務書類の作成基準)
財務書類の 体系	・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ・財務書類に関連する事項についての附属明細表 ・注記	・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ・財務書類に関連する事項についての附属明細書 ・注記	・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・正味財産変動計算書 ・有形固定資産及び無形固定資産附属明細書 ・注記	・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・純資産変動計算書 ・純資産変動分析表を始めとする附属明細表 ・注記	・貸借対照表 ・業務費用計算書 ・資産・負債差額増減計算書 ・区分別収支計算書 ・注記 ・附属明細書
台帳整備	開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先	開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	官庁会計システム(ADAMSⅡ)とは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記 (日々記帳)	歳入歳出データから複式仕訳の会計処理を発生都度又は年度末に一括して行い、財務書類を作成	決算統計データを活用し、年度末に一括して仕訳を行い、財務書類を作成	官庁会計の処理に連動し、日々の会計処理の段階から自動的に複式簿記・発生主義会計のデータを蓄積し、財務諸表を作成	官庁会計の処理に連動し、日々の会計処理の段階から自動的に複式簿記・発生主義会計のデータを蓄積し、財務諸表を作成	官庁会計システム(ADAMSⅡ)に、官庁会計に係る入力項目に加え、仕訳区分を日々入力 →現金に関する仕訳のみ(現金に基づかない仕訳(減価償却費等)は台帳等により財務書類作成時に決算整理)
有形固定資産 の評価基準	超長期にわたり資金の調達と運用を行う公会計の場合、取得原価のみでは財政状態を正確に把握することが困難であること及び地方公共団体の保有資産に係るサービス提供能力の評価としては公正価値が最も適切と考えられることに鑑み、原則として公正価値を採用	取得価額(決算統計の積上げ)での評価を認めつつ、段階的に固定資産台帳の整備を行い、順次公正価値評価価額に置換 売却可能資産については、売却可能価額(時価)で評価し、開始時貸借対照表に計上	取得原価モデルを採用	取得価額評価。ただし、売却可能な資産については附属明細表で時価情報を表示	・国有財産(公共用財産を除く) →国有財産台帳(※)に基づく公正価値評価(土地は原則として相続税路線価を基にした調整額、償却資産は減価償却費相当額を控除した後の価額を計上) ※国有財産法施行令第23条の規定に基づき、原則として毎年度評価(台帳価格の改定)を実施 ・公共用財産 →取得原価(用地費や事業費等の累積。償却資産は減価償却費相当額を控除した後の価額を計上) ・物品 →取得価格(減価償却費相当額を控除した後の価額を計上)
税収の取扱い	「所有者からの拠出」に該当することに鑑み、純資産変動計算書に計上	純資産変動計算書の「一般財源」の項目に計上	税収と個別の行政サービスの間には、直接的な対価性はないものの、行政サービスの提供に要した経費に対する財源であるという観点から、行政コスト計算書の収入として計上	行政コスト計算書の収入として計上	資産・負債差額増減計算書において財源として計上
補助金収入 の取扱い	「資本的」移転収入と「経常的」移転収入の厳密な区別が困難であることに鑑み、一括して純資産変動計算書に計上	純資産変動計算書の「補助金等受入」の項目に計上	固定資産を取得するための補助金…貸借対照表の正味財産に直入し、正味財産変動計算書にその変動状況を表示 それ以外の補助金…行政コスト計算書に計上	建設事業の財源として充当するものも含め、行政コスト計算書の収入として計上	
減価償却の 取扱い	事業用資産…行政コスト計算書に計上 インフラ資産…直接資本減耗として純資産変動計算書に計上	行政コスト計算書に計上	行政コスト計算書に計上 なお、インフラ資産のうち、道路については取替法(更新会計)を採用	定額法により月を単位に算定し、行政コスト計算書の費用に計上	業務費用計算書に計上